

減量査定審査基準

冷却塔

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	減量関係機器仕様
④	平面図(給・排水経路、メータ設置位置、減量関係機器設置位置等含む)
⑤	年間使用水量(水種別・月別)
⑥	減量予定水量(水種別・月別)

【書類審査】

1	①～⑥	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	②・③	計測装置が、冷却塔による減水量(蒸発量)を適正に計測できるものであること。
6	②・③・④	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
7	④	減量状況事実が確認できること。
8	⑤・⑥	減水量状況が把握・予測できること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。
2	冷却塔が、提出書類③の仕様と同一であること。
3	計測装置が、冷却塔による減水量(蒸発量)を適正に計測できる位置に設置されていること。 ※原則として、減量機器本体に配管されている給水側・ブロー側の双方に計測装置を設置し、 機器本体と計測装置の間には他の設備類が存在しないものとする。
4	冷却塔から飛散した水が公共下水道に排除されない状態であること。
5	給・排水経路、メータ設置位置、減量関係機器設置位置が、提出書類④と同一であること。
6	冷却塔用に給水された水が、他の用途・機器に使用されていないこと。
7	冷却塔への給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。
8	提出書類④で確認できない給・排水系統の配管、バイパスがないこと。
9	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。
10	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置(指針値含む) (2) 冷却塔(給・排水系統配管含む)

減量査定審査基準

ボイラー

【審査内容】

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)
- 減量事由を有する機器であるかどうか。

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	減量関係機器仕様
④	平面図(給・排水経路、メータ設置位置、減量関係機器設置位置等含む)
⑤	年間使用水量(水種別・月別)
⑥	減量予定水量(水種別・月別)

【書類審査】

1	①～⑥	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	③	ボイラーは、生成した蒸気を大気中に蒸発させるものであること。
6	②・③	計測装置が、ボイラーによる減水量(蒸発量)を適正に計測できるものであること。
7	②・③・④	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
8	④	減量状況事実が確認できること。
9	⑤・⑥	減水量状況が把握・予測できること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。
2	ボイラーが、提出書類③の仕様と同一であること。
3	計測装置が、ボイラーによる減水量(蒸発量)を適正に計測できる位置に設置されていること。
4	給・排水経路、メータ設置位置、減量関係機器設置位置が、提出書類④と同一であること。
5	ボイラー用に給水された水が、他の用途・機器に使用されていないこと。
6	ボイラーへの給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。
7	提出書類④で確認できない給・排水系統の配管、バイパスがないこと。
8	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。
9	計測装置ではなく、ブロー率により減水量を算出する場合 ⇒ 計測装置を設置する適切な位置がないこと。 ⇒ ブロー率の設定や実測値に関する資料(作業日誌等)が整備されていること。
10	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置(指針値含む) (2) ボイラー(給・排水系統配管含む)

減量査定審査基準

散水(排水設備のない共用栓)

【審査内容】

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	平面図(給・排水経路、メータ設置位置等含む)
④	年間使用水量(水種別・月別)
⑤	減量予定水量(水種別・月別)

※ 減量率100%(下水道不使用)の場合は、②・④・⑤は省略可。

【書類審査】

1	①～⑤	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	②・③	計測装置が、減水量(散水量)を適正に計測できるものであること。
6	②・③	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
7	③	減量状況事実が確認できること。
8	④・⑤	減水量状況が把握・予測できること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。
2	計測装置が、減水量(散水量)を適正に計測できる位置に設置されていること。
3	散水した水が公共下水道に排除されない状態であること。
4	給・排水経路、メータ設置位置が、提出書類③と同一であること。
5	散水用に給水された水は、その他の用途・機器に使用されていないこと。
6	散水用の給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。
7	提出書類③で確認できない給・排水系統の配管、バイパスがないこと。
8	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。
9	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置(指針値含む) (2) 散水箇所(給・排水系統配管含む)

減量査定審査基準

工事

【審査内容】

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	平面図(給・排水経路、メータ設置位置等含む)
④	年間使用水量(水種別・月別)
⑤	減量予定水量(水種別・月別)
⑥	工事工程表
⑦	施工業者(代表者)・連絡先(担当者)

※ 減量率100%(下水道不使用)の場合は、①、③のみで可。

【書類審査】

1	①～⑦	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	②・③	計測装置が、減水量(散水量)を適正に計測できるものであること。
6	②・③	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
7	③	減量状況事実が確認できること。
8	④・⑤	減水量状況が把握・予測できること。
9	⑥	開始日が明確であり、かつ終了日の予定が把握できること。
10	⑦	施工業者と査定依頼者が同一であること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。
2	計測装置が、工事による減水量を適正に計測できる位置に設置されていること。
3	工事による減量の対象水量が公共下水道に排除されない状態であること。
4	給・排水経路、メータ設置位置が、提出書類③と同一であること。
5	工事による減量の対象として給水された水は、その他の用途・機器に使用されていないこと。
6	工事による減量対象用の給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。
7	提出書類③で確認できない給・排水系統の配管、バイパスがないこと。
8	給水した水が廃棄物となる過程で、公共下水道に排除されない状態であること。
9	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。
10	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置(指針値含む) (2) 工事による減量対象水の使用場所(給・排水系統配管含む)

減量査定審査基準

製品含有

【審査内容】

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)
- 水が含有される製品であるかどうか。

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	平面図(給・排水経路、メータ設置位置等含む)
④	年間使用水量(水種別・月別)
⑤	減量予定水量(水種別・月別)
⑥	製品年間出荷高数(月別)
⑦	原材料の年間納品数(月別)
⑧	製造工程図
⑨	製品別単位あたりの含有水量

【書類審査】

1	①～⑨	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	②・③	計測装置が、減水量(製品の含有水量)を適正に計測できるものであること。
6	②・③	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
7	③	減量状況事実が確認できること。
8	④～⑧	減水量状況が把握・予測できること。
9	⑥・⑦	出荷高等の記録が適切であること。
10	⑧・⑨	製品が、その製造過程で水を含有し、そのまま出荷されるものであること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。
2	計測装置が、減水量(製品の含有水量)を適正に計測できる位置に設置されていること。
3	給・排水経路、メータ設置位置が、提出書類③と同一であること。
4	製造過程用に給水された水が、他の用途・機器に使用されていないこと。
5	製造過程への給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。
6	提出書類③で確認できない給・排水系統の配管、バイパスがないこと。
7	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。
8	計測装置ではなく、製品の含有水率により減水量を算出する場合 ⇒ 計測装置を設置する適切な位置がないこと。 ⇒ 算出方法が明確かつ合理的な根拠に基づくもので、適正であること。 ⇒ 含有水率の設定や実測値に関する資料(作業日誌等)が整備されていること。
9	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置(指針値含む) (2) 製造工程における製品への給水箇所(給・排水系統配管含む)

減量査定審査基準

製造過程

【審査内容】

- 減水量を明確かつ合理的根拠をもって証明できるかどうか。
(水は、「何に」「どのくらい」「どのように」使用されることにより減るのか。)
- 製造過程で水が蒸発する製品であるかどうか。

【審査方法】

- 書類審査
- 現地確認

【提出書類】

①	減量査定依頼書
②	私設メータ使用等届
③	平面図(給・排水経路、メータ設置位置等含む)
④	年間使用水量(水種別・月別)
⑤	減量予定水量(水種別・月別)
⑥	製品年間出荷高数(月別)
⑦	原材料の年間納品数(月別)
⑧	製造工程図
⑨	製品別単位あたりの蒸発水量

【書類審査】

1	①～⑨	提出書類の不備がないこと。
2	①	水道使用者(契約者)又はシステム登録者と査定依頼者が同一であること。
3	①	査定依頼者印が個人印であること(社印は不可)。
4	①	減量対象の使用者番号(システム登録番号)が確定できること。
5	②・③	計測装置が、減水量(製造過程における蒸発水量)を適正に計測できるものであること。 また、化学反応による水の精製や外部から導入した水が排除される場合は、その水量を適正に計測できる位置に設置されていること。
6	②・③	計測装置が、設置場所に適したもの(流量・水温等に適応するもの)であること。
7	③	減量状況事実が確認できること。
8	④～⑧	減水量状況が把握・予測できること。
9	⑥・⑦	出荷高等の記録が適切であること。
10	⑧・⑨	製品の製造過程で水を蒸発するものであること。

【現地確認】

1	計測装置が、提出書類②と同一であること。	
2	計測装置が、減水量(製造過程における蒸発水量)を適正に計測できる位置に設置されていること。 また、化学反応による水の精製や外部から導入した水が排除される場合は、その水量を適正に計測できる位置に設置されていること。	
3	給・排水経路、メータ設置位置が、提出書類③と同一であること。	
4	製造過程用に給水された水が、他の用途・機器に使用されていないこと。	
5	製造過程への給水は、減量対象使用者番号(システム登録番号)による給水であること。	
6	提出書類③で確認できない給・排水システムの配管、バイパスがないこと。	
7	計測装置の指針値が目視確認できること(隔測メータ、管理システム等含む)。	

減量査定審査基準

8	計測装置ではなく、製品別単位あたりの蒸発水量により減水量を算出する場合 ⇒ 計測装置を設置する適切な位置がないこと。 ⇒ 算出方法が明確かつ合理的な根拠に基づくもので、適正であること。 ⇒ 製品別単位あたりの蒸発水量の設定や実測値に関する資料（作業日誌等）が整備されていること。
9	現地確認状況のカメラ撮影を行うこと。 (1) 計測装置（指針値含む） (2) 製造過程における製品への給水箇所（給・排水系統配管含む）